

設計図書に対する質問・回答書

令和8年4月15日

入札参加業者様

尾道市長
(土木課)

工事名：向島運動公園多目的グラウンド改修工事

工事場所：尾道市向島町 地内

	質問事項	回答
1	<p>施工条件明示表の「見積り価格による歩掛について」と「見積り価格による材料費について」の質問です。</p> <p>本工事の第0006号代価表である「板状暗渠」の金額の決定方法は</p> <ul style="list-style-type: none">・材料である板状排水材と雑材料（粘着テープ、押鉄線等）はそれぞれの材料毎に3社平均・労務単価は3社の平均直下 <p>と材料費と歩掛に分けて金額を決定しておりますでしょうか。それとも材工で平均直下を出した見積業者の材料費と歩掛を採用されているのでしょうか。</p>	<p>本工事の第0006号代価表「板状暗渠」は、板状排水材及び雑材料（粘着テープ、押鉄線等）の材料単価と労務単価を、それぞれ材料費及び歩掛に分けて単価を決定し、積算している。</p>

2	<p>質問1の回答について、以下の代価表も同様の考えでよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第0017号代価表 ・第0021号代価表 ・第0030号代価表 ・第0032号代価表 ・第0038号代価表 ・第0020号代価表 ・第0029号代価表 ・第0031号代価表 ・第0035号代価表 ・第0040号代価表 	<p>左記の代価表についても、質問1で回答したとおり、材料費及び歩掛に分けて単価を決定し、積算している。</p>
3	<p>本設計書の見積り価格による材料費について平均価格を採用していると記載がありますが、平均後の端数処理方法をご教示ください。</p> <p>有効桁の決定方法、有効桁の丸め方法等。</p>	<p>本設計書の見積り価格による材料費については、有効桁数の大きい見積り価格の桁を有効桁数とし、有効桁数以降を切り捨て、単価を決定している。</p> <p>ただし、有効桁数が3桁未満のときは、有効桁数を3桁として決定している。</p>
4	<p>サッカーコートライン画、ラグビーコートライン画、ポイントマークは材工と思われませんが、歩掛と材料費どちらの項目として金額を決定しているかご教示ください。</p> <p>また、上記以外でも材工として金額を決定した項目がありましたら、そちらもご教示ください。</p>	<p>サッカーコートライン画、ラグビーコートライン画、ポイントマークは、歩掛として平均直下の見積単価を採用している。</p> <p>サッカーコートライン画、ラグビーコートライン画、ポイントマークを除き、材工として金額を決定している項目は、ありません。</p>